

○奈良市民生委員法施行細則

平成19年3月30日規則第31号

改正

平成25年11月29日規則第63号

平成26年12月25日規則第56号

奈良市民生委員法施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）の施行に関し、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号。以下「令」という。）、奈良市民生委員の定数に関する条例（平成26年奈良市条例第50号。以下「条例」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(民生委員の定数)

**第2条** 市長は、条例の規定により民生委員の定数を定めたときは、これを告示するものとする。

(民生委員推薦会)

**第3条** 奈良市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の委員の定数は、10人以内とする。

2 推薦会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (3) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 学識経験のある者

3 令第2条第2項に規定する委員は、副委員長と呼称する。

4 副委員長の任期は、推薦会において定める。

5 推薦会の会議は、非公開とする。

6 推薦会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(民生委員推薦会地区分科会)

**第4条** 推薦会における民生委員の推薦を適正かつ円滑に行うため、推薦会の下部組織として、民生委員協議会を単位とする区域ごとに、奈良市民生委員推薦会地区分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

2 分科会は、推薦会の諮問に応じ、民生委員候補者を人選し、推薦会に内申するものとする。

(幹事及び書記)

**第5条** 推薦会の幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

(民生委員協議会の区域)

**第6条** 市長は、法第20条の規定により民生委員協議会を組織する区域を定めたときは、これを告示するものとする。

(補則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(奈良市民生委員推薦会規則の廃止)

2 奈良市民生委員推薦会規則（昭和28年奈良市規則第17号）は、廃止する。

**附 則**（平成25年11月29日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市民生委員法施行細則の規定は、平成25年10月1日から適用する。

**附 則**（平成26年12月25日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。